⑶　翌事業年度以降の特定の日以後使用しないと決定した固定資産

用　　途	職員宿舎 函館花園住宅 （504号棟）	大雪山自然教育 研究施設	附属函館 幼稚園
種類	建物	建物	建物
場所	北海道函館市	北海道上川郡東川町	北海道函館市
帳簿価額	5,827千円	1,691千円	57,199千円
使用しなくなる日	未定	令和７年４月	令和９年４月
決定の経緯及び理由	注１	注１	注２
使用しなくなる日における帳簿価額	未定	1,691千円	注２
使用しなくなる日における回収可能サービス価額	備忘価額	備忘価額	備忘価額
使用しなくなる日における減損額の見込み額	未定	1,691千円	注２

（注１）　老朽化の進行に伴い、修繕や維持管理に要する費用が増大しており、今後、大規模改修が必要な状況に迫られていること等から、廃止する。

（注２）　昨今の人口減少に伴う少子化等の社会的環境の変化から、令和７年度から３歳児の募集を停止し、令和８年度から４歳児の募集を停止するため、令和７年度以降定員充足率低下による減損の認識が見込まれるが、当該減損額が未定であることから、使用しなくなる日における帳簿価額及び減損額の見込み額は未定である。

【資産除去債務関係】

⑴　資産除去債務の内容等

区　　分	法令によるもの	契約によるもの
対象事項	アスベスト除去	借用地に建築している建物の原状回復義務等
関連法令等	石綿障害予防規則等	土地賃貸借契約等
種類	建物	建物
対象件数	13件	２件
資産除去債務計上額	119,540千円	60,787千円
支払発生までの見込期間	注１	注１
適用した割引率	注２	注２

（注１）　支出発生までの見込み期間が未定であるため、当該資産の減価償却終了時を支出発生時としている。これにより、見込み期間は６年から30年を採用している。

（注２）　資産除去債務の見積りにあたり、割引率は支払発生までの見込期間に応じた国債の利回りを参考に0.00％から0.43％を採用している。

⑵　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	139,250千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―千円
時の経過による調整額	659千円
資産除去債務の履行による減少額	―千円
物価高騰等による原状回復の見積額の増加額	40,418千円
その他増減額（△は減少）	―千円
期末残高	180,328千円

⑶　貸借対照表に計上していない資産除去債務の内容と理由

本学の校舎の一部には、解体時にアスベスト処理作業が発生すると見込まれるものが存在するが、改修時または解体時までアスベスト含有量を把握することが困難であり、現時点で処理費用を合理的に見積ることができないため、当該費用に見合う資産除去債務を計上していない。

【収益認識に関する注記】

本学は、会計基準第77における収益に重要性が乏しいため、注記を省略している。

【金融商品に関する注記】

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金、国債及び地方債等に限定している。

資金運用に当たっては、国立大学法人法第35条の２が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、地方債を保有している。なお、当該運用資産は、金利の変動による市場リスクや信用リスク等を包含しているが、国立大学法人北海道教育大学における余裕金運用に関する取扱要項に基づき適切なリスク管理を実施し、資金の運用状況や管理運用業務の実施状況を監視している。

未収債権等は、債権管理規程等に沿ってリスク低減を図っている。また、預金については全て元本及び利息が保証されており保有に伴うリスクはない。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、現金は注記を省略しており、預金（減価償却引当特定資産を含む）、未収入金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略している。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	112,000	109,486	△　2,513

㈠注　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類している。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

有価証券及び投資有価証券

地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類している。